

27 別表1 測定方法

区分	項目	報告下限値 (mg /)	測定方法
一般項目	気 温	—	日本工業規格 K 0102 (以下「規格」という。) 7.1に定める方法
	水 温	—	規格7.2に定める方法
	外 観	—	規格 8 に定める方法
	臭 気	—	規格10に定める方法
	透 視 度	—	規格 9 に定める方法
	透 明 度	—	海洋観測指針による方法
	p H	—	規格12.1に定める方法
	D O	0.5	規格32に定める方法
	B O D	0.5	規格21に定める方法
	C O D	0.5	規格17に定める方法
	S	1	昭和46年環境庁告示第59号(以下「告示」という。)付表 8 に掲げる方法
	大腸菌群数	—	告示別表2.1(1)備考 4 に掲げる方法
	油 分	0.5	告示付表 9 に掲げる方法又は規格24.4に定める方法
	全 窒 素	0.05	規格45.2、規格45.3又は45.4に定める方法
	全 磷	0.003	規格46.3に定める方法
健康項目	カ ド ミ ウ ム	0.001	規格55に定める方法
	全 シ ア ン	0.1	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
	鉛	0.002	規格54に定める方法
	六 価 ク ロ ム	0.02	規格65.2に定める方法
	砒 素	0.005	規格61.2又は61.3に定める方法
	総 水 銀	0.0005	告示付表 1 に掲げる方法
	ア ル キ ル 水 銀	0.0005	告示付表 2 に掲げる方法
	P C B	0.0005	告示付表 3 に掲げる方法
	ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.002	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	四 塩 化 炭 素	0.0002	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,2-ジクロロエタン	0.0004	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
	1,1-ジクロロエチレン	0.002	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	同 上
	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	同 上
	トリクロロエチレン	0.002	同 上
	テトラクロロエチレン	0.0005	同 上
	1,3-ジクロロプロペン	0.0002	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	チ ウ ラ ム	0.0006	告示付表 4 に掲げる方法
	シ マ ジ ン	0.0003	告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
	チ オ ベ ン カ ル ブ	0.002	同 上
	ベ ン ゼ ン	0.001	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	セ レ ン	0.002	規格67.2又は67.3に定める方法
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.02	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
	ふ っ 素	0.1	規格34.1に定める方法又は告示付表 6 に掲げる方法
	ほ う 素	0.02	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は告示付表 7 に掲げる方法

注： 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて算出した硝酸性窒素の濃度と規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて算出した亜硝酸性窒素の濃度の和とする。

なお、硝酸性窒素の報告下限値、亜硝酸性窒素の報告下限値はともに0.01mg / とする。

区分	項 目	報告下限値 (mg /)	測 定 方 法
特 殊 項 目 等	フ ェ ノ ー ル 類	0.01	規格28.1に定める方法
	銅	0.01	規格52.2、52.3、52.4又は52.5に定める方法
	亜 鉛	0.01	規格53に定める方法
	鉄 (溶 解 性)	0.1	日本工業規格M0202の3.1.4の(2)又は規格57.2、57.3若しくは57.4に定める方法
	マンガン(溶 解 性)	0.05	日本工業規格M0202の3.1.4の(2)又は規格56.2、56.3、56.4若しくは56.5に定める方法
	ク ロ ム	0.02	規格65.1に定める方法
	塩 素 イ オ ン	0.5	規格35.3に定める方法又は自動分析(チオシアン酸第2水銀法)
	ク ロ ロ フ ィ ル a	0.1(µg /)	上水試験方法 -4.20に定める方法又はそれに準じた方法
	硫 化 水 素	0.1	規格39に定める方法
	アンモニウム態窒素	0.01	規格42に定める方法
	植物プランクトン	—	日本工業規格K0101の64に定める方法又はそれに準じた方法
	動物プランクトン	—	同 上
	水 生 昆 虫 等		目視による同定。科、属、種毎の個体数から計数
要 監 視 項 目	ク ロ ロ ホ ル ム	0.006	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	同 上
	1,2-ジクロロプロパン	0.006	同 上
	p-ジクロロベンゼン	0.03	同 上
	イ ソ キ サ チ オ ン	0.0008	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について(環境庁水質保全局水質規制課長通知、平成5年環水規第121号(以下「通知」という。))付表1の第1又は第2に掲げる方法
	ダ イ ア ジ ノ ン	0.0005	同 上
	フェニトロチオン	0.0003	同 上
	イソプロチオラン	0.004	同 上
	オ キ シ ン 銅	0.004	通知付表2に掲げる方法
	ク ロ ロ タ ロ ニ ル	0.004	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法
	ブ ロ ビ ザ ミ ド	0.0008	同 上
	E P N	0.0006	同 上
	ジ ク ロ ル ボ ス	0.001	同 上
	フェノブカルブ	0.002	同 上
	イプロベンホス	0.0008	同 上
	クロルニトロフェン	0.0001	同 上
	ト ル エ ン	0.06	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	キ シ レ ン	0.04	同 上
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.006	通知付表3の第1又は第2に掲げる方法
	ニ ッ ケ ル	0.005	規格59.3に定める方法又は通知付表4若しくは付表5に掲げる方法
	モ リ ブ デ ン	0.01	規格68.2に定める方法又は通知付表4若しくは付表5に掲げる方法
	ア ン チ モ ン	0.001	規格62.2に定める方法又は通知付表6に掲げる方法

28 別表 2 公共用水域水質測定結果表

[illegible]

[illegible]